

## ◆【屋外広告物許可】必要書類チェック表

- ・許可申請書は正副2部の提出が必要です。
- ・必要な書類は申請ケースごとに異なりますので下記の一覧表をご確認ください。

### <申請書類一覧表>

新規	変更	更新	書類名	備考
○	○	○	屋外広告物許可申請書と別紙	・申請書への押印は不要。
○	○	-	事前協議の結果の通知	・ <b>2024年10月16日以降の申請から必要。</b>
○	○	○	付近案内図	・主要道路、鉄道駅付近の目標等が表示されており、現場調査の際に使用可能なもの。 ・申請地に印をつける。
○	△	-	配置図	・広告物と建築物や道路境界線との位置関係がわかるもの。 ・申請地が <b>複数の用途地域にまたがる場合は、その境界線を表示</b> すること。 ※用途地域は「地図情報まちだ」又は土地利用調整課（042-724-4254）で確認。 ・変更申請では、広告物の表示位置に変化が生じた場合に必要。
△	△	△	面積一覧表	・申請書の「4 屋外広告物等の規模」に記入した場合は不要。
○	○	-	デザイン図（意匠図）	・着色されたもの。 ※第一種、第二種低層住居専用地域で申請する場合は、高彩度色の割合、色数、余白割合を明示すること。 ※用途未指定地域で申請する場合は、高彩度色の割合を明示すること。
○	○	-	広告物の立面図	・広告物の高さ、表示面積、照明等の状況がわかるもの。
△	△	-	建築物に関する図面 （立面図、屋上平面図など）	・建築物に表示等する場合に必要。 ・建築物の寸法がわかるもの。
△	○	○	屋外広告物 自己点検報告書	・ <b>申請前3か月以内に点検したもの。</b> ・許可対象が広告塔、広告板等、アーチ及び装飾街路灯である場合に限る。 ・新規申請であっても、既存の広告物、工作物を利用する場合や、期限切れの復活申請の場合、安全確認のため必要。
△	○	○	カラー写真	・自己点検報告書の添付資料。 ・ <b>申請前3か月以内に撮影したもので、表示内容、設置状況が明確にわかるもの。</b> （表示面が複数ある場合は全ての面を撮影する。）・ <b>撮影日を明記</b> する。
○	○	-	屋外広告業登録通知書 （写）	・東京都知事の登録を受けたもの。（ <b>他自治体のものは不可。</b> ）
△	△	△	管理者の資格証明書 （写）	・屋外広告物管理者を設置する場合に必要。 ※管理者になれる資格 建築士/電気工事士/ネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている者/ 第一種～第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者/屋外広告士
△	△	△	委任状	・代理人が申請する場合に必要。 ・ <b>申請人（委任者）の押印が必要。</b>
△	△	△	承諾書	・他人の所有地、建築物等に広告物を設置する場合（テナントなど）に必要。 ・ <b>土地や建築物等の所有者の押印が必要。</b> ※屋外広告物等の設置に関する条項が確認できる賃貸借契約書の写しなどで代用可。
△	△	-	工作物確認済証 （写）	・広告物の高さが4mを超える場合に必要。 ※建築開発審査課（042-724-4270）で取得可能。 ・更新（継続）申請の場合は申請書別紙の「10 工作物の確認」に番号を記入すれば不要。
△	△	-	道路占用許可書 （写）	・広告物が道路上空に突出する場合に必要。 ※道路占用については各道路管理者に確認。 ・更新（継続）申請の場合は申請書別紙の「11 道路占用の許可」に番号を記入すれば不要。
-	△	△	屋外広告物広告主等 変更届	・申請人の住所、氏名などが変更になった場合に必要。 <b>押印不要。</b>
-	△	△	屋外広告物管理者 変更届	・管理者の住所、氏名などが変更になった場合に必要。 <b>押印不要。</b> ・ <b>資格証明書の写しの添付が必要。</b>
-	△	△	屋外広告物 除却届	・許可対象の広告物を除却した場合、又は新しい広告物に変更する場合に必要。 ・ <b>除却前後の状況がわかるカラー写真の添付が必要。</b>
○	○	○	納付書送付用封筒 （切手貼付済）	・郵送で申請する場合に必要。
○	○	○	レターパックライト	・許可書の郵送を希望する場合に必要。（430円以上のレタパ類か要確認）